

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

証 拠 説 明 書 2

2024(令和6)年8月19日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

(連絡担当) 同 弁護士 堀田 有大

号 証	標 目	年月日 作成者	立 証 趣 旨
甲 8	平成31年最判判決文 (最1小判平成31年2月14日民集73巻2号123頁)	写し ウエストロー・ジャパン	本件確認請求が司法審査の対象となること。
甲 9	調査官解説 (最高裁判所判例解説民事篇平成31年・令和元年度)	写し 2022.3.16 一般財団法人法曹会	最1小判平成31年2月14日の調査官解説。 本件確認請求が司法審査の対象となること。 調査官が、訴訟物そのものが具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争であり、その前提問題として団体の内部事項の適否が問題となる場合には、当該前提問題が法令により終局的に解決することができない問題でない限り、法律上の争訟であることは否定されないとされていること等。

甲 1 0	地域政党「減税日本」事件判決文 (名古屋地判令和5年11月30日LEX/DB25597045)	写 し	株式会社TKC	政党からの除籍処分ないし除籍処分の公表に対する損害賠償請求が法律上の争訟に当たるとされたこと。 政党からの除籍処分ないし除籍処分の公表により名誉が毀損されたとして損害賠償請求が認められたこと。
甲 1 1	憲法判例百選II 〔第7版〕 396頁・397頁 〔見平 典准教授〕	写 し	2019. 11. 29 株式会社有斐閣	部分社会の法理の固有の意義は憲法76条1項の「司法権」ないし裁判所法3条1項の「法律上の争訟」の定義に該当するにもかかわらず「事柄の特質上司法裁判権の対象の外におくのを相当とする」類型を認めるという「司法権」に対する外在的制約として機能する点にあること。
甲 1 2	東京土建事件判決文 (東京地判令和4年11月25日LEX/DB25594913)	写 し	株式会社TKC	労働組合の組合員としての権利を有する地位にあることの確認請求について当然に確認の利益が肯定された上で認容されていること。 統制処分により受けた精神的苦痛に対する慰謝料が認められていること等。
甲 1 3	花柳流花柳会訴訟判決文 (東京高判平成28年12月16日判時2359号12頁)	写 し	株式会社TKC	日本舞踊の最大流派である花柳流の家元による名取の除名処分において名取の地位確認請求が司法審査の対象とされたこと。
甲 1 4	決定文 (最3小決平成29年5月9日LEX/DB25545898)	写 し	株式会社TKC	甲第13号証の判決に対する上告が棄却されていること。 甲第13号証の判決に対する上告受理申立に対し不受理決定がされていること。
甲 1 5	調査官解説 (最高裁判所判例解説民事篇平成7年度(上))	写 し	1998. 3. 25 一般財団法人法曹会	日本新党当選無効請求訴訟最判(最1小判平成7年5月25日民集49巻5号1279頁)の調査官解説。 本件に日本新党当選無効訴訟の射程が及ぶ余地はないこと。 同判決が共産党袴田最判を参照したのはその立法趣旨を裏付けるものにすぎないこと。 調査官が「選挙長ないし選挙会に、形式的審査だけでなく、実質的審査の義務を課することが、立法論として取り得る選

				<p>択肢であったとする見解」があり得ることを認めていること。</p> <p>当選訴訟は「党選任決定の違法を匡正することを目的とする民衆訴訟的性格のものである」こと。</p>
甲 1 6	「党大会代議員予定候補者が結集!？」と題する記事	写し	2023. 7. 10 原告	原告が本心を隠して党大会代議員になれと同調者をつのっていないこと。

以上